

令和4年度

新型コロナウイルス感染症景気対策
マイナンバーカード普及・促進対策

【地 域 振 興 券】

取扱事業者 募集要項

〒781-6402

高知県安芸郡奈半利町乙 1659 番地 1
奈半利町役場地域振興課

電 話 0887-38-8182

F A X 0887-38-7788

メー ル chiiki_shinkou@town.nahari.kochi.jp

平日 8：30～17：15（土日祝日休み）

令和4年8月12日

1. 事業の趣旨

奈半利町は、新型コロナウイルスで落ち込んだ地域経済の回復と活性化、地域内消費の喚起及び非接触型行政手続きの基盤となるマイナンバーカードの一層の普及・促進を図るため、奈半利町内の登録事業者で使用可能な地域振興券を発行いたします。

2. 事業実施時期

令和4年10月1日～令和5年3月31日

3. 地域振興券の実施概要

(1) 発行者 奈半利町

(2) 発行数

①全町民対象

61,000 枚 (20 枚×3,050 人)

②マイナンバーカードを令和5年2月28日までに取得した方のうち生年月日が昭和33年4月1日以前の方(令和4年度に65歳以上到達の方)対象

15,120 枚 (14 枚×1,080 人) ※見込

③マイナンバーカードを令和5年2月28日までに取得した方のうち生年月日が昭和33年4月2日以降の方(令和4年度に64歳以下到達の方)対象

12,100 枚 (10 枚×1,210 人) ※見込

(3) 発行額

①30,500,000 円 (10,000 円/人×3,050 人)

② 7,560,000 円 (7,000 円/人×1,080 人)

③ 6,050,000 円 (5,000 円/人×1,210 人)

4. 地域振興券の名称

令和4年度奈半利町地域振興券

5. 使用可能期間

令和4年10月1日～令和5年2月28日

6. 利用範囲

奈半利町内の登録事業者で使用可能

7. 地域振興券の取扱店について

参加資格

- ・奈半利町内において小売業、サービス業等の事業を営む事業者。ただし、後述の9.(1)に記載された地域振興券の対象とならない商品のみを取り扱っている事業者は参加できません。
- ・奈半利町暴力団排除条例(平成22年奈半利町条例第16号)に該当しないこと。

8. 参加事業者の申込及び選定

(1) 申込方法

参加を希望される方は、この募集要項に同意のうえ、奈半利町役場地域振興課に備え付け又は奈半利町役場ホームページからダウンロードした「取扱事業者登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、奈半利町役場地域振興課にお申込みください。

(2) 参加事業者の選定

審査において、営業を証する書類（営業許可証、税務申告書等）の提出をお願いする場合があります。申請に基づき登録資格等を確認のうえ登録します。

(3) 募集期間

令和4年8月15日から12月28日

なお、9月5日までに登録が完了した店舗・事業者につきましては、地域振興券発送時の同封案内文書で事業者名を周知します。その後登録されたものにつきましては、町ホームページ及び広報誌にて随時周知します。

(4) 申込書類

取扱事業者登録申請書兼誓約書

（奈半利町役場地域振興課窓口及び奈半利町ホームページで取得可）

(5) 取扱事業者に交付するもの

- ① 取扱事業者ステッカー ② 取扱事業者登録証明書 ③ 換金請求書

9. 地域振興券取扱いについて

(1) 地域振興券の利用対象とならないもの

- ① 不動産や金融商品
- ② 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ④ 国税、地方税や使用料などの租税公課
- ⑤ 公序良俗に反するもの
- ⑥ その他町長が地域経済の振興又は振興の下支えとは言い難いと認めるもの
- ⑦ 店独自のポイントを付与するなどの実質的な値引き販売と捉えられる場合のタバコ

(2) 現金化について

地域振興券の現金との交換は禁止

地域振興券の転売は禁止

釣銭の支払いは不可

※地域振興券の裏面に印字して周知

(3) 盗難・紛失について

盗難・紛失時の所有者の責任とする。

※地域振興券の裏面に印字して周知

(4) 使用された地域振興券の裏面に事業者名を押印又は記入すること。

10. 換金について

(1) 換金期間

令和4年10月2日から令和5年3月13日まで

(2) 換金方法

裏面に取扱事業者名を押印又は記入した地域振興券と換金請求書を奈半利町役場地域振興課に提出してください。

原則として口座振込となり、請求から振込まで2週間程度かかります。急を要する等で現金払いをご希望の場合は、以下の取扱とさせていただきます。

※現金払いについて

○現金払い可能金額

500円～50,000円（経営運転資金に支障をきたす場合に限る）

○現金払い可能時間

10：00 ～ 午後2：00まで

（12：00～12：59の昼休み時間及び土日祝日を除く）

○現金受取時に必要なもの

- ・ 請求書に押印したものと同一印
- ・ 運転免許証など写真付きの請求者の本人確認書類

なお、可能な限り迅速に対応いたしますが、請求からお支払い日まで約1週間程度を要しますので、予めご了承のほどお願いいたします。